

平成 30 年度山梨県計画に関する  
事後評価

令和 2 年 0 1 月

山 梨 県

# 目 次

## 1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 . . . . . 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 . . . . . 1

2. 目標の達成状況 . . . . . 2

## 3. 事業の実施状況

### 【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の  
施設又は設備の整備に関する事業 . . . . . 16

[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 . . . . . 24

[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 . . . . . 30

### 【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 . . . . . 40

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 . . . . . 42

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和 元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

## 2. 目標の達成状況

### ■山梨県全体

#### 1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画<sup>※1</sup>や介護保険事業支援計画<sup>※2</sup>に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～平成35年度）  
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～平成32年度）

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

##### 【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（H37）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（H37）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（H37）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

##### 【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（H32）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（H32）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（H32）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（H32）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (H32)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (H32)

### ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

#### 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

### ④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

#### 【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (H35)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (H35)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (H35)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (H35)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (H35)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (H35)

### ⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

#### 【定量的な目標値】

- 平成37年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (H32)

## 2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

### □山梨県全体（達成状況）

#### 1. 目標の達成状況

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 1,149 床 (H30)
  - ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,572 床 (H30)
  - ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,365 床 (H30)
  - ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

##### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 132 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数  
7 病院 (H28) → 9 病院 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 57 箇所以上 (H29)
  
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数  
40 箇所 (H27) → 49 箇所 (H31)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H30)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 132 箇所 (H29)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数  
0 箇所 (H29) → 0 箇所 (H31)

##### ③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 8 カ所

##### ④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 1,924 人 (H28)

- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9人（H28）→ 10,128.9人（H30）
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6%（H29）→ 76.3%（H31）
- ナースセンター事業再就業者数 430人（H28）→ 320人（H30）
- MFICU 病床数 6床（H29）→ 6床（H30）
- NICU 病床数 30床（H29）→ 30床（H30）

## ⑤ 介護従事者の確保

- 現在計画期間中であるため、計画終了時点での介護職員の需給改善状況により判断する。

## 2. 見解

### 【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、就業看護職員数、ナースセンター事業債就業者数は、現時点では目標に達していない。  
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

### 【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

## 3. 改善の方向性

### 【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行なっていく。

### 【介護分】

今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

## 4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
（令和元年度計画における関連目標の記載ページ；P10,11）
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

## ■中北区域

### 1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

### 【定量的な目標値】

➤ 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（H37）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（H37）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（H37）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

### 【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（H32）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（H32）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（H32）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（H32）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 25箇所（H32）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（H32）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（H32）

## ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

### 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床

- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

## 2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

### □中北区域（達成状況）

#### 1. 目標の達成状況

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,796床（H30）
  - ・回復期機能 263床（H26）→ 459床（H30）
  - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,494床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

##### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 71箇所以上（H29）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 10箇所以上（H29）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
  - 3病院（H28）→ 4病院（H30）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 33箇所以上（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
  - 22箇所（H27）→ 28箇所（H31）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 30箇所（H30）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 89箇所（H29）

##### ③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

## 2. 見解

### 【医療分】

- 慢性期病床は微増。訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。  
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

## 3. 改善の方向性

### 【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。  
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

## 4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P12,13)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

## ■ 峡東区域

### 1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

#### 【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (H37)
  - ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (H37)
  - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要  
※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

### 【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (H32)

## ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

### 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

## 2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

## □ 峡東区域（達成状況）

### 1. 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 776 床 (H26) → 761 床 (H30)
  - ・回復期機能 639 床 (H26) → 732 床 (H30)
  - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 427 床 (H30)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 2 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数  
2 病院 (H28) → 3 病院 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 15 箇所以上 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数  
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (H31)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 12 箇所 (H30)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 20 箇所 (H29)

## ③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 

## 2. 見解

### 【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

## 3. 改善の方向性

### 【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

## 4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P13,14)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げている。

## ■ 峡南区域

### 1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 30 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

#### 【定量的な目標値】

- 平成 37 年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (H37)
  - ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (H37)
  - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

#### 【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6 箇所 (H27) → 7 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)

### ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～32 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

#### 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

## 2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

### □ 峡南区域（達成状況）

#### 1. 目標の達成状況

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 310床（H26）→ 307床（H30）
  - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（H30）
  - ・慢性期機能 124床（H26）→ 143床（H30）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

##### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 9箇所以上（H29）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所以上（H29）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（H30）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 3箇所以上（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（H31）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（H30）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 5箇所（H29）

##### ③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

## 2. 見解

### 【医療分】

- 回復期病床については、以前0のまま、慢性期病床についても増加している。訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、24時間体制をとっている訪問看護ステーション数は、現時点では目標に達していない。令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進してい

く。

### 3. 改善の方向性

#### 【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。  
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

### 4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P14,15)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

## ■富士・東部区域

### 1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業(1) 事業の内容等」に記載する。

## ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

#### 【定量的な目標値】

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
  - ・急性期機能 866床(H26) → 318床(H37)
  - ・回復期機能 0床(H26) → 259床(H37)
  - ・慢性期機能 151床(H26) → 117床(H37)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

## ② 居宅等における医療の提供に関する目標

#### 【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (H32)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (H32)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (H32)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (H32)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (H32)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (H32)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (H32)

### ③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～32年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

#### 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
- 

## 2. 計画期間

平成30年4月1日～平成34年3月31日

## □富士・東部区域（達成状況）

### 1. 目標の達成状況

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 平成37年に必要となる医療機能ごとの病床数
    - ・急性期機能 866 床 (H26) → 708 床 (H30)
    - ・回復期機能 0 床 (H26) → 174 床 (H30)
    - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 127 床 (H30)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 24 箇所以上 (H29)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (H29)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
|                            | 0 病院 (H28) → 0 病院 (H30)   |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数      | 9 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (H29) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (H31)   |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所              | 8 箇所 (H28) → 10 箇所 (H30)  |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数        | 11 箇所 (H27) → 18 箇所 (H29) |

### ③ 介護施設等の整備

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設       | 329 床 → 329 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所      | 7 カ所 → 7 カ所   |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所    | 0 カ所 → 0 カ所   |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 2 カ所 → 2 カ所   |

## 2. 見解

### 【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。  
令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

## 3. 改善の方向性

### 【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

## 4. 目標の継続状況

- 令和元年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。  
(令和元年度計画における関連目標の記載ページ ; P15,16)
- 令和元年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 2,990 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。</p> <p>アウトカム指標：30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>地域医療構想を達成するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用</li> <li>・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費</li> </ul> <p>に対して助成する。</p> <p>また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	<p>回復期機能への転換に伴う施設整備：0 施設 (H30 年度基金を活用した施設数)</p> <p>参考) H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 0 床</li> <li>・30 年度中に回復期機能へ転換した病床数 146 床</li> </ul> <p><b>(1) 事業の有効性</b> 本事業については平準化して積み立てを行っているため 30 年度基金は執行なしの状況だが、28～30 年度の間には 28 年度基金を活用し 8 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施</p>	

	している。
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.2 (医療分)】 精神・身体合併症医療連携推進事業	【総事業費】 18,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、精神・身体合併症の患者について、適切な監護が可能な病床環境が整った一般病院が民間の 1 箇所しかないため、精神科はあるが監護の環境が整っていない一般病院で受け入れざるを得ないケースや、身体的なケアが必要な場合、一度一般病院に入院した患者の精神科病院への転院が円滑にできないケースなどがみられ、病院の負担増加や長期の病床占有等が問題となっている。	
	アウトカム指標： 不足する医療提供体制の充実 ・閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数 45 床 (H29) → 50 床以上 (H31) ・県内の回復期病床数 1,169 床 (H28) → 2,566 床 (H37)	
事業の内容 (当初計画)	官公立の総合病院に精神疾患に対応できる入院治療病床を整備し、重篤な精神・身体合併症患者に対する緊急的かつ専門的な身体的治療の集約化を図るとともに、精神科病院を含めた医療機関間で受入及び転院のための連携体制を構築することにより、患者の各治療段階に応じた最も適切な医療の提供を可能とするとともに、一般病院の負担を軽減し病床機能の転換を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	病床整備を行う医療機関 1 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	病床整備を行う医療機関 0 箇所 (繰越で事業実施中)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する医療提供体制の充実 ・閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数 45 床 (H29) → 45 床 (H30) ・県内の回復期病床数 1,169 床 (H28) → 1,365 床 (H30)	
	(1) 事業の有効性 不足している閉鎖処遇が必要な患者に対する一般科併診が可能である病床数の増加及び県内の回復期病床の増加が見込まれる。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>関係機関・団体により構成された精神・身体合併症患者医療提供体制整備検討委員会において、十分な協議を図っている。</p>
その他	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 がん診療施設設備整備事業	【総事業費】 1,985 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数は更なる増加が見込まれることから、2025 年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制を構築していくためには、がん診療連携拠点病院の機能強化や拠点病院と地域の医療機関との連携強化等を推進していく必要がある。	
	アウトカム指標：がんの年齢調整死亡率（75 歳未満（人口 10 万人対）） H30：H20（82.2%）から概ね 2 割減	
事業の内容（当初計画）	がんの症状の重さや治療難易度に合わせた患者ごとの治療計画を策定し、状況に応じて地域医療機関と連携した治療を可能とするため、がんの特徴を正確に把握できる機器の整備に助成する	
アウトプット指標（当初の目標値）	がん診療に係る設備整備 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	がん診療に係る設備整備 1 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： がんの年齢調整死亡率（75 歳未満（人口 10 万人対）） 82.2%（H20）→ 67.8%（H29） ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 適切ながん治療の判定を行うための機器を整備することにより、がん診療連携拠点病院の機能強化ができ、質の高い医療が提供できるようになった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 地域がん診療連携拠点病院に設備整備を行い、効率的に事業が執行できた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 650 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。	
	アウトカム指標：医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設(H34)	
事業の内容 (当初計画)	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回 (1 回、150 人) 訪問病院数 60 箇所/2 年	
アウトプット指標 (達成値)	冊子 1000 部、リーフレット 3 種類×500 部 研修会の実施 0 回 訪問病院数 1 箇所 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設(H29、がん連携登録歯科医以外) → 0 施設(H30)	
	(1) 事業の有効性 周術期口腔機能管理により合併症のリスクが軽減され、早期退院、医療費削減などの効果が見込まれる。 (2) 事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。	
その他	平成 30 年度は配布資料を作成し、令和元年度に研修会の実施、病院	

	への訪問、医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所数の調査を行う予定。
--	---

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 13,052 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 120 件 (H30 年度)	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件 (H28 年度) → 116 件 (H30 年度)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築や他職種連携の推進により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の削減に効果があった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 訪問看護に係る情報等窓口の一元化や情報発信、相談機能等を有する支援センターを拠点とし、病院と地域との連携が効率的に行われている。</p>	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 3,015 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。 アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×4 年	
アウトプット指標 (達成値)	調整役を担う看護師養成人数 H30 : 9 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)  (1) 事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に 応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備した ことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 (2) 事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの 活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるよう になった。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 6,581 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。 アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①システムを活用した施設数 5 箇所/年 ②研修の実施 3 回/年	
アウトプット指標 (達成値)	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 ②平成 30 年度に研修会 (3 回)、地域連携室訪問、同行訪問を実施し、27 名の介護支援専門員が受講	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 2,191 床 (H30)  <b>(1) 事業の有効性</b> 個人が処方や訪問看護等のデータをスマートフォンに蓄積し、医師等に提示する取組の普及、介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療介護連携が推進された。  <b>(2) 事業の効率性</b> 医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 1,143 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)	
事業の内容 (当初計画)	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 11 (H30)	
アウトプット指標 (達成値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 (H29) → 6 (H30)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →132 以上 (H29) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 57 以上(H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医の拡大を図っているが、在宅医療に取り組む医療機関数に地域差があり、全ての地域で開催するには至っていない。ただ、在宅看取りを行う医療機関が増加するなど効果は現れており、今後は医療機関数の少ない地域でも協議が進むよう、継続して取り組みを進めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、供在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 418 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (H30) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(H30)	
事業の内容 (当初計画)	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	連携会議の開催 4 圏域×3 回	
アウトプット指標 (達成値)	連携会議の開催 4 圏域×2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →132 以上 (H29) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 57 以上(H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>連携会議の開催数については、実効性のある会議とするため、多数が出席できる日程を調整した結果、2 回の開催となったが、保健福祉事務所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られている。今後も継続して取り組みを進め、目標達成を目指していく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10 (医療分)】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 2,141 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、高齢者の口腔ケア等在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援 (摂食嚥下)、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (4 回・参加 400 人)	
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (1 回・参加 130 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 55 施設 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療や研修の実施について豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.11 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,272 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 51 施設(H31)	
事業の内容 (当初計画)	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療に関する相談件数 77 件 (H28) → 110 件 (H30)</li> <li>在宅歯科医療機器の貸出件数 378 件 (H28) → 400 件 (H30)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅歯科医療に関する相談件数 77 件 (H28) → 68 件 (H30)</li> <li>在宅歯科医療機器の貸出件数 378 件 (H28) → 401 件 (H30)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H28) → 55 施設(H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療連携室を設置し、医科・介護等との連携・調整を図るとともに在宅歯科医療機器の貸出等在宅歯科医療の推進を図ることで、在宅療養支援歯科診療所数が増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.12 (医療分)】 訪問薬剤管理指導推進事業	【総事業費】 1,029 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県薬剤師会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者には高齢者が多く、複数の疾病をもっている場合が多いため服用する薬剤も多種・多様となり、医師の指示通りに正しく薬を服用できていない場合も多いことから、在宅での服薬管理が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) →92 (H31)	
事業の内容 (当初計画)	県薬剤師会が実施する在宅に向けた人材育成及び多職種研修会の開催を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) マニュアルを活用した多職種研修会の開催 (H31 : 1 回)	
アウトプット指標 (達成値)	薬局向け在宅医療マニュアルの作成 (H30 : 800 部) 平成 30 年度にマニュアルを活用した多職種研修会を実施し、63 名が受講した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問薬剤管理指導を実施している事業所数 83 (H27) → 132 (H29) ※統計数値が未公表のため、平成 29 年度の数値を記載	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>マニュアル作成及び研修実施により、訪問薬剤管理指導に携わる薬剤師の拡大が図られ、県内における在宅医療提供体制が強化された。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療を含む薬剤師の人材育成に携わってきた県薬剤師会が実施主体となることにより、効率的に人材育成が推進された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 491 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種の連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 360 人 (H31.4.1)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。</li> <li>・看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。</li> <li>・看護師のスキルアップを図るため県内で特定行為研修を実施できる研修機関の設置に支援する。</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回)</li> <li>・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日)</li> <li>・ 訪問看護管理者研修の参加者数 (40 人)</li> <li>・ 特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護推進協議会の開催回数 (9 人×2 回)</li> <li>・ 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員 20 人×5 日)</li> <li>・ 訪問看護管理者研修の参加者数 (17 人)</li> <li>・ 特定行為研修機関 0 箇所 (H29 年度) →1 箇所 (H32 年度)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 378 人 (H31.4.1)</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師が確保された。</p> <p>(2) 事業の効率性 在宅の現場で医療機関中心の医療から在宅療養への流れを医療機関及び訪問看護ステーションの看護師双方がお互いの状況を把握したうえでの連携が取りやすくなった。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 20,823 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30)</li> <li>・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30)</li> <li>・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30)</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。</li> <li>・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。</li> <li>・また、地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域枠医学生等への面談者数 40 人</li> <li>・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人</li> <li>・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人)</li> <li>・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域枠医学生等への面談者数 44 人</li> <li>・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人</li> <li>・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (32 人)</li> <li>・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (49 人)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</p> <p>[医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中北区域／峡東区域 1.527 倍 (H28) → 1.513 倍 (H30)</li> <li>・中北区域／峡南区域 2.550 倍 (H28) → 2.546 倍 (H30)</li> <li>・中北区域／富士・東部区域 2.031 倍 (H28) → 1.973 倍 (H30)</li> </ul>	

	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在の解消を目指し、偏在指標は若干だが減少した。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域卒医師の地域への配置を進め、更なる目標達成を図っていく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的な事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 75,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に 4 つある二次医療圏のうち、3 つの医療圏で人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1 つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍以下 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍以下 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍以下 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	派遣医師数 10 人	
アウトプット指標 (達成値)	派遣医師数 10 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] ・中北区域／峡東区域 1.527 倍 (H28) → 1.513 倍 (H30) ・中北区域／峡南区域 2.550 倍 (H28) → 2.546 倍 (H30) ・中北区域／富士・東部区域 2.031 倍 (H28) → 1.973 倍 (H30)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を目指したところ、偏在指標は若干減少した。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、更なる目標達成を図っていく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 490 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要である。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 3 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4 % (H29)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 医療勤務環境改善支援センターと県看護協会連携して実施した医療従事者のワークライフバランス事業を 3 施設が取り組み、勤務環境改善計画を策定した。 引き続き県看護協会のワークライフバランス事業と連携しながら勤務環境改善計画を策定する医療機関の増加を図っていく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 産科医等分娩手当支給事業	【総事業費】 32,881 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	分娩取扱医療機関及び助産所	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の分娩取扱医療機関数は、平成 16 年の 24 施設から平成 29 年では 15 施設と減少している。これは過酷な勤務状況にある産科医師の減少によるものである。現在の施設数を最低限維持するためにも、産科医師等への支援が必要である。	
	アウトカム指標： 手当支給施設の産科・婦人科医師数及び助産師数 医師 60 人、助産師 3 人 (H29) → 医師 60 人以上、助産師 3 人以上 (H30) 分娩 1,000 件当たり分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師及び助産師数 9.0 人 (H29) → 9.0 人以上 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	手当支給者数 63 人、手当支給施設数 19 施設	
アウトプット指標 (達成値)	手当支給者数 63 人、手当支給施設数 19 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 手当支給施設の産科・婦人科医師数及び助産師数 医師 60 人、助産師 3 人 (H29) → 医師 61 人、助産師 3 人 (H30) 分娩 1,000 件当たり分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師及び助産師数 9.0 人 (H29) →9.0 人 (H30)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>産科医師等の処遇改善に取り組む分娩医療機関を支援することによって、産科医師を確保できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>勤務環境が過酷とされる医師・助産師の確保及び勤務継続のため、当該医師に対する助成制度として効率性の高い(無駄のない)事業と考える。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	【総事業費】 33,999 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間における小児の入院治療を必要とする重症患者の医療体制の維持・確保が必要である。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人 (病院勤務医) (H29) → 37 人以上 (H30)	
事業の内容 (当初計画)	小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急体制を整備するために必要な医療従事者確保に要する経費等を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 (現状 7 病院 → 目標 7 病院)	
アウトプット指標 (達成値)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 (現状 7 病院 → 7 病院)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 現状 37 人 (病院勤務医) (H29) → 40 人 (H30)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 11,504 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。 アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,742.5 人（H35 年）	
事業の内容（当初計画）	自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 さらに、実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (4 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 326 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
アウトプット指標（達成値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・41 人) ・教育担当者研修の実施 (6 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 290 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,129.9 人（H30 年）  <b>(1) 事業の有効性</b> 新人看護職員及び指導者等への研修を支援することによって、新人看護職員の質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。 <b>(2) 事業の効率性</b> 実地指導者研修・多施設合同研修・新人看護師指導担当者研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 8,658 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。 アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,742.5 人（H35 年）	
事業の内容（当初計画）	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（3～5 日間・計 200 人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間・計 20 人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期 40 日間・40 人、特定分野 5 日間・12 人） ・看護職員専門分野研修の実施 （認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人）	
アウトプット指標（達成値）	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（3～5 日間・計 454 人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5 日間・計 11 人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期 41 日間・33 人、特定分野 9 日間・9 人） ・看護職員専門分野研修の実施 （認知症看護・緩和ケア 7 ヶ月間・計 50 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28 年） → 10,129.9 人（H30 年）  <b>（1）事業の有効性</b> 各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することによって資質の向上やモチベーションの維持が図られ、就業看護職員が増加した。 <b>（2）事業の効率性</b> 認定看護師養成研修・看護職員実務研修・潜在看護職員復職研修・資質向上研修について、研修に関するノウハウのある県立大学、県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 31,186 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) → 78.4%以上(H31.3 月)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 78.4% (H29.3 月) →76.3% (H31.4 月)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られ、目標値には達しなかったものの、県内就業率は高水準で推移している。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 25,211 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率は 7.9% (H28) であり、依然として高い状況である。看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標：病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 7.9%以下(H30)	
事業の内容 (当初計画)	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 7.9% (H28) → 9.4%(H29)	
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。引き続き、院内保育所の運営を支援し勤務環境を整えることで、病院看護職員の離職防止に繋げていく。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 他の看護職員離職防止事業と併せて実施しており、より効率的に勤務環境の改善が図られた。</p>	
その他		

### 3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 39,200 千円								
事業の対象となる区域	県南部、県富士・東部区域									
事業の実施主体	社会福祉法人等									
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人									
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">1 カ所</td> </tr> </table>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所	整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所									
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成 30 年度～平成 32 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所</li> </ul>									
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,516 床 → 1,516 床</li> <li>○認知症高齢者グループホーム : 1,067 床 → 1,067 床</li> <li>○小規模多機能型居宅介護事業所 : 28 カ所 → 29 カ所</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所</li> </ul>									

	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所： 8カ所→ 8カ所
事業の有効性・効率性	平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	<p><b>(1) 事業の有効性</b> 小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b> 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,685 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成30年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設等に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じ、啓発資材も活用する中、広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入介護職員合同入職式への参加</li> <li>・学校訪問</li> <li>・県主催イベント等への参加</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（3回）</li> <li>・学校訪問（5回）</li> <li>・県主催イベント等への参加（3回）</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：介護アンバサダーの活動回数を10回以上とする（介護のしごとの魅力を広く県民にPRする）。</p>	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>合同入職式、学校訪問等、メディアに取り上げられる機会が増え、介護のしごとのPRとイメージアップが図られたとともに、学校訪問のレポートから「介護のしごとを選択肢の一つにしたい」という意見が複数見られたことから、将来の職業選択の契機に繋がった。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>介護老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、介護</p>	

	福祉士会等の関係団体による実行委員会を発足し、各関係団体から介護アンバサダー（大使）を推薦してもらうことにより、介護アンバサダーとして資質・適正を満たした人材を効率的に人選・委嘱することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 3】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,190 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回） ・報告会・研修会の実施（2 回）	
アウトプット指標（達成値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 44 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 50 人、44 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）。 <b>（1）事業の有効性</b> 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 <b>（2）事業の効率性</b> 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。	
その他		